

～トピックス～

1. 通勤手当の税と社会保険
2. 税務カレンダー（2023年12月、2023年1月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

志を立てた以上、迷わず一本の太い仕事をすればいい

豊田佐吉（トヨタグループ始祖）
※経営者100の言葉より引用

通勤手当の税と社会保険

◆通勤手当と所得税

給与所得者に支給する通勤手当については、非課税限度額が設定されていて、その金額までの支給であれば、支給された通勤手当には所得税がかからない仕組みになっています。

非課税限度額は

●交通機関又は有料道路を利用している人の場合：1か月最高150,000円

●自動車・自転車などを使用している人に支給する場合：片道55キロ以上1か月最高31,600円～片道2キロ以上10キロ未満1か月最高4,200円

●交通機関の通勤用定期券を支給の場合：1か月最高150,000円

等となっています。なお、通勤距離が片道2キロ未満で自動車や自転車などを使用している人に支給する通勤手当は全額課税となります。

規定されている額よりも多く通勤手当を支給した場合、超過分は給与として課税されます。

◆通勤手当と社会保険料

通勤手当は限度額までは所得税は非課税なのに対して、社会保険料の算定に利用する標準報酬月額には含めて計算することになっています。

所得税と社会保険の扱いの差は、所得税は「職場に行

くための手当は結果的に手元に残らないから非課税」という考え方で、社会保険料は「労働の対価として定期的に受けた労働者の生計に充てられる手当なので計算に入れる」という考え方の違いのようです。

◆通勤手当とインボイス

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の対象となります。ただ、社員に支給する通勤手当については、社員が適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができません。そのため通勤者につき通常必要と認められる部分については、特例で記帳のみの保存で仕入税額控除が認められています。

また、この「通常必要と認められる部分」については、所得税の非課税限度額を超えているかどうかは問わないため、所得税の非課税限度額との条件を混同しないように注意しましょう。

2023年12月の税務

12月11日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（当年6月～11月分）の納付

翌年1月4日

●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

2024年1月の税務

1月10日

●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付）

1月31日

●支払調書の提出

●源泉徴収票の交付

●固定資産税の償却資産に関する申告

●11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

「お金の増やし方のベストセラー100冊」のポイントを1冊にまとめてみた



ジャンル	自己啓発・マインド	ファイナンス
著者	小川真理子	藤吉豊
出版社	日経BP	
定価	1,650円（税込）	出版日 2023年08月07日
ポイント		
総合	3.8	明瞭性 4.0
革新性	3.5	応用性 4.0

世の中には無数の本がある。何か一つのテーマ、たとえば「お金の増やし方」を学びたいと思ったとき、それについて書かれた本すべてに目を通せばいいが、現実には難しい。いったいどうすればいいのか——そんな悩みを解決してくれるのが、本書だ。

本書は「お金の増やし方」の名著100冊のエッセンスを1冊にまとめた、学びの詰まった本である。著者たちは、有名投資家やブロガー、FP、大富豪、お金のプロなどによって書かれた「お金の増やし方」の名著100冊を丹念に読み込み、それらに共通するノウハウを洗い出して、30項目にまとめた。その項目を掲載冊数の多いものからランキング形式で紹介している。

1位に輝いたのは「分散投資でリスクを減らす」で、100冊中47冊で言及されていたという。2位は「『投資信託』で手堅く運用する」、3位は「誰でもある『無駄な支出』を今すぐ減らす」……と、見出しを眺めているだけでも楽しく、勉強になるほどだ。

「お金の増やし方について学びたい」と思ったら、まず本書を手にとってほしい。きっと密度の高い学びが得られるはずだ。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>